

令和7年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(2 月 12 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

令和 7 年度当初予算

ページ

1	令和 7 年度当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	1
2	令和 7 年度一般会計当初予算歳出の主な事業【福祉子どもみらい局関係】	2
3	令和 7 年度一般会計当初予算継続費【福祉子どもみらい局関係】	26
4	令和 7 年度一般会計当初予算債務負担行為【福祉子どもみらい局関係】	27
5	令和 7 年度介護保険財政安定化基金会計当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	29
6	令和 7 年度母子父子寡婦福祉資金会計当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	30

議案（条例その他）

7	一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要	31
8	認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例の概要	33
9	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例の概要	35
10	神奈川県ライトセンター条例の一部を改正する条例の概要	36
11	愛名やまゆり園の指定管理者の指定の変更の概要	37
12	厚木精華園の指定管理者の指定の変更の概要	37
13	地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の概要	38

令和 6 年度 2 月補正予算（その 1）

14	令和 6 年度 2 月補正予算（その 1）の内容【福祉子どもみらい局関係】	40
15	令和 6 年度一般会計 2 月補正予算（その 1）繰越明許費【福祉子どもみらい局関係】	41
16	令和 6 年度介護保険財政安定化基金会計 2 月補正予算の内容【福祉子どもみらい局関係】	42

令和 5 年度 2 月補正予算（その 2）

17	令和 6 年度 2 月補正予算（その 2）の内容【福祉子どもみらい局関係】	43
18	令和 6 年度一般会計 2 月補正予算（その 2）歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	44
19	令和 6 年度一般会計 2 月補正予算（その 2）繰越明許費【福祉子どもみらい局関係】	45

議案（令和 6 年度 条例その他）

20	神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例の概要	46
----	----------------------------	----

1 令和7年度当初予算の内容【福祉子どもみらい局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備 考
				特 定 財 源			一般財源	
				国 庫 支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	1,808,839	1,706,978	101,861	361,417	104,000	176,295	1,167,127	
(項) 青少年費	1,808,839	1,706,978	101,861	361,417	104,000	176,295	1,167,127	
(款) 民生費	373,295,956	353,630,024	19,665,932	19,424,779	169,000	17,811,293	335,890,884	
(項) 社会福祉費	17,993,572	17,153,515	840,057	2,192,625	－	1,218,386	14,582,561	
(項) 障害福祉費	95,075,620	87,686,290	7,389,330	4,615,721	－	931,138	89,528,761	
(項) 老人福祉費	127,817,168	122,750,864	5,066,304	1,837,530	45,000	8,829,653	117,104,985	
(項) 生活保護費	9,456,518	8,881,106	575,412	5,938,986	－	54,453	3,463,079	
(項) 児童福祉費	122,953,078	117,158,249	5,794,829	4,839,917	124,000	6,754,050	111,235,111	
使途を指定しない 収入	－	－	－	－	－	23,613	△23,613	
(款) 教育費	69,853,078	66,939,281	2,913,797	18,962,367	－	244,609	50,646,102	
(項) 私学振興費	69,853,078	66,939,281	2,913,797	18,962,367	－	244,609	50,646,102	
一般会計 計	444,957,873	422,276,283	22,681,590	38,748,563	273,000	18,232,197	387,704,113	

(特別会計)

介護保険財政安定 化基金会計	19,313	725	18,588	
母子父子寡婦福祉 資金会計	1,489,987	1,821,241	△331,254	

福祉子どもみらい 局 計	446,467,173	424,098,249	22,368,924	
-----------------	-------------	-------------	------------	--

2 令和7年度一般会計当初予算歳出の主な事業【福祉子どもみらい局関係】

(1) 2款 総務費 10項 青少年費

- ・ 青少年対策企画調整費 4,196千円
青少年育成功労者等の表彰を行うほか、子ども・若者施策審議会部会や県いじめ再調査会を運営する。

一部(新)・ 子ども・若者支援事業費 93,929千円

(新)ア フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助 31,200千円

不登校の児童・生徒がそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を利用できるよう、フリースクール等に通う子どもの保護者等を支援する市町村に対して補助する。

(新)イ 高校を活用した若者自立支援事業費補助 2,065千円

ひきこもりの長期化・困難化を未然に防止するため、在学中及び卒業後も信頼できる大人とつながりを持てる「高校内居場所カフェ」を運営する団体に対して補助する。

- ・ 結婚支援推進事業費 448,876千円

- ア 結婚新生活支援事業推進費補助 402,553千円

結婚に対する経済的不安を軽減し、若い世代の結婚を後押しするため、結婚に伴う新生活に係る費用（新居の家賃、引越費用等）について、市町村と一体となって支援する。

- ・ 青少年人材養成費 10,960千円

青少年の多様な体験学習の促進を図るため、青少年支援・指導者を育成するための研修を実施するとともに、その活動を支援する。

- ・ 青少年社会環境健全化推進費 6,110千円

青少年の健全な育成を図るため、県、保護者、県民及び事業者が一体となって青少年を取り巻く社会環境の健全化を促進するとともに、青少年の喫煙・飲酒を防止する社会環境を整備するため、関係業界と協働して周知・啓発を行う。

- ・ 藤野芸術の家運営費補助 86,905千円
民間貸付を行っている宿泊型体験活動施設である藤野芸術の家の管理運営に必要な経費を補助する。
 - ・ 青少年センター事業費 50,366千円
 - ア 青少年文化活動等推進事業費 5,988千円
青少年への科学体験活動の普及・啓発を推進するとともに、県内の様々な企業や研究機関との連携を深め、先端科学を直接体験できる機会を創出する。また、ひきこもり・不登校などの問題に取り組む団体等と協働し、演劇等のコミュニケーションスキルを活用したワークショップを行う。
 - イ 青少年相談等支援事業費 44,378千円
ひきこもり等の当事者や家族を支援するためひきこもり地域支援センターで電話相談等を行うほか、医師・弁護士等の多職種支援チームにより、伴走支援を行う市町村等を支援する。また、NPOが実施する相談業務に対して補助を行う。
 - ・ 青少年センター舞台設備改修工事費 82,000千円
青少年センターホールの舞台機構について、経年劣化による故障や耐用年数の到来などに対応するため、機器の更新を行う。
- 4 款 民生費 1 項 社会福祉費
- ・ 社会福祉施設職員退職手当共済費補助 1,567,429千円
社会福祉事業における人材の確保・定着を図るため、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、退職手当金の支給財源として、（独）福祉医療機構に対して補助する。
 - ・ 権利擁護推進事業費 264,177千円
 - ア かながわ成年後見推進センター事業費 22,286 千円
判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護を推進するため、成年後見制度の相談や法人後見の支援等を行うかながわ成年後見推進センターを運営する。

- ・ 地域福祉推進事業費 175,477千円
- ア 重層的支援体制構築支援事業費 104,137千円
 - 「高齢」、「障がい」、「子ども」など、属性を問わない包括的な支援体制づくりに取り組む市町村に対して、職員等を対象とした研修や、アドバイザー派遣等を行う。また、社会福祉法に基づき市町村が行う重層的支援体制整備事業（多機関協働事業分）に要する経費を負担する。
- ・ 民生委員児童委員活動推進事業費 276,367千円
 - 民生委員・児童委員の活動の推進と、資質の向上を図るため、民生委員・児童委員の活動費を負担するほか、神奈川県民生委員児童委員協議会の活動に対して補助する。
- ・ みんなのバリアフリー街づくり推進事業費 15,845千円
- ア バリアフリー対応「見える化」事業費 7,489千円
 - 障がい者等の社会参加を促進するため、バリアフリー設備の設置状況や受けられる配慮などの「見える化」に取り組む。
- ・ 共生社会推進事業費 65,404千円
- ア 障がい者文化芸術普及支援事業費 28,424千円
 - 障がい者のアート作品（ともいきアート）の魅力を広く発信し、多くの方がともいきアートに触れる機会を創出するため、公募展を開催する。
また、神奈川県障がい者芸術文化活動支援センターを運営する。
- ・ 手話言語普及推進事業費 29,367千円
- ア 手話言語普及推進事業費 13,697千円
 - ろう者とろう者以外の者の相互理解を深めるため、手話講習会や手話普及推進イベント、県出先機関等での遠隔手話通訳サービス等を行う。また、手話言語条例施行後10年の節目の年であることを踏まえ、手話言語の一層の普及に向け、シンボルマークの作成や記念式典等を行う。

一部 ⑨ ・ 福祉人材養成確保事業費 629,914千円

⑩ ア 介護支援専門員法定研修負担軽減事業費 31,031千円

介護支援専門員の確保・定着を推進するため、介護支援専門員として従事するために必要となる法定研修の受講料に対し、1万円を支援する。

⑪ イ 障害福祉魅力度アップ事業費 17,692千円

若者を中心に障がい福祉分野を目指す人材のすそ野を拡大するため、障がい福祉を支える人や職場の魅力づくりを進めるとともに、広く県民に対して、障がい福祉の魅力を発信するほか、民間企業等の高年齢退職予定者に就労の働きかけを行うことで、障がい福祉分野の人材不足を解消する。

⑫ ウ 資質向上研修事業費 6,050千円

障がい福祉分野の従事者を対象に「当事者目線の障がい福祉」の基本的な考え方や条例の理念を浸透させるためのオンライン研修を実施することで、当事者目線支援を実践できる人材を養成する。

・ 介護職就職支援金貸付事業費補助 9,602千円

介護・障がい福祉分野における人材確保を推進するため、他業種で働いていた介護未経験者等が、一定の研修を修了することを条件として、就職する際の準備経費を貸し付ける県社会福祉協議会に対して補助する。

・ 外国人留学生介護分野受入環境整備事業費

67,518千円

外国人の介護業務への就労を支援するため、留学生等と介護施設とのマッチング事業を行う。また、介護施設が受け入れた留学生に給付する学費や住居費等に対して補助する。

一部 ⑬ ・ 災害時福祉支援体制整備費 65,799千円

⑭ ア 福祉避難所支援事業費 59,299千円

災害時に、市町村が指定する福祉避難所等を円滑に開設するため、新たに資機材の備蓄や福祉専門人材ボランティアの育成等を行う。また、市町村や福祉避難所開設・運営法人が行う平時の研修・訓練を支援する。

- ・ 中国残留邦人等援護費 29,790千円
- ア 中国残留邦人生活支援給付費 12,518千円

町村部の永住帰国した中国残留邦人等と、その配偶者で、世帯収入が一定の基準に満たない者に対して、老後の生活安定のため、生活支援給付や医療支援給付等を行う。
- ・ 戦没者追悼事業費 11,623千円

戦後80年の節目となる神奈川県戦没者追悼式のほか、桜の祈念植樹、南方諸地域戦没者追悼式等、先の大戦での戦没者、戦災死者の追悼式等を行い、慰霊するとともに平和を祈念する。
- ・ 原爆被爆者援護対策費 1,338,655千円

原子爆弾被爆者やその子どもの援護のため、医療特別手当、健康管理手当等や医療費の支給、健康診断等を実施する。また、戦争の体験を語る「語り部」の高齢化に対応するため、人工知能を活用した対話型のA I 語り部を構築する。
- ・ 人権施策推進事業費 61,030千円
- ア 人権啓発事業費 30,000千円

人権問題に対する県民の理解と認識を深めるため、ハートフルフェスタなどの開催や啓発資料の作成・配布など幅広い人権啓発活動を行う。
- ・ 男女共同参画施策推進費 3,520千円
- ア 男女共同参画施策推進費 2,376千円

男女共同参画社会の実現に向けて、「かながわ男女共同参画推進プラン」を着実に推進する。

一部(新) ・ 困難な問題を抱える女性等支援事業費 318,445千円

(新)ア 困難女性通所型支援等かながわモデル事業費 77,655千円

困難な問題を抱える女性が地域で生活しながら、切れ目ない支援を受けられるよう、新たに通所型支援を3か所で実施する。また、民間団体と連携し、女性支援を担う人材を発掘するため、人材養成講座を実施するほか、シンポジウム開催等による情報発信を行う。

- ・ 女性自立支援施設運営費 174,803千円
DV被害女性や、家庭生活の破綻・生活の困窮などにより正常な生活を営む上で様々な困難を抱える女性を支援するため、女性自立支援施設で保護及び自立支援を実施する。

- ・ かながわ男女共同参画センター事業費 65,001千円

ア かながわ男女共同参画センター相談事業費

56,726千円

県の「配偶者暴力相談支援センター」として、DV相談（電話・面接・専門相談など）、DV啓発事業等を実施する。

(3) 4款 民生費 2項 障害福祉費

- ・ 障害者自立支援等給付費 76,994,081千円

ア 障害福祉サービス費等負担金 48,502,279千円

障がい者の日常生活又は社会生活を支援するため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助や就労継続支援等の訓練等給付に要する経費の一部を市町村に対して負担する。

- 一部 ⑨ ・ 障害者地域生活支援事業費 2,592,739千円

⑨ ア 高次脳機能障害支援者養成事業費 5,000千円

高次脳機能障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、高次脳機能障がいの障がい特性を理解し、その特性に応じた専門性の高い支援を実施できる支援者を養成する。

⑨ イ 医療的ケア児等支援者養成事業費 1,600千円

地域の現場職員における医療的ケアへの理解を深め、保育園や障害福祉サービス事業所等における医療的ケア児の受入を促進するため、医療的ケア児等支援者養成研修を実施する。

- ・ とともに生きる社会推進事業費 47,786千円

ア とともに生きる社会実現推進事業費 40,786千円

「とともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及と憲章が目指す共生社会の実現に向けて、津久井やまゆり園事件追悼式を実施するほか、企業・団体等と連携した憲章PR活動や、県内各地の地域イベントでの啓発活動を行う。

イ 当事者目線の障害福祉普及啓発事業費 7,000千円

県民意識を醸成するため、当事者目線の障がい福祉について全国に発信するフォーラムを開催する。また、新たに当事者の活動に関する県民の理解を深め、障がい者主体の活動に取り組む団体の相互連携を深めるため、情報発信等を行う。

・ 意思決定支援普及・定着事業費 29,344千円

ア 意思決定支援普及・定着事業費 19,544千円

意思決定支援の普及・定着のため、県内障害者支援施設に対して専門家の派遣、障害福祉サービス等の従事者に対する研修、実践報告会の開催などを実施する。

一部 ⑨ ・ 障害福祉地域サービス推進事業費 818,352千円

⑨ ア 障害者健康維持管理事業費 66,036千円

知的障がい者の健康状態の改善につなげるため、中井やまゆり園利用者の健康管理プログラムを作成・実践・検証し、身体機能の回復を示す。

⑨ イ 障害児支援体制拡充事業費 1,500千円

現在の地域資源では家庭的な環境での養育が難しいといった課題がある障がい児分野において、外部有識者等による検討会を立ち上げ、障がい児の支援体制を検討する。

ウ 障害児者医療アクセス向上推進費 70,032千円

知的障がい児・者に対して必要な時に適切な医療を提供するため、医療機関及び障害者支援施設と実証事業を実施する。

エ 福祉を科学する検討会推進事業費 24,784千円

科学的な知見により再現性のある当事者目線に立った支援を実現するため、令和6年度に検討した研究テーマに即した研究を行う。また、新たに障がい当事者が望む多様な働き方、個別データの分析・研究、今後の施策の方向性を検討するための会議を設置する。

一部 ⑨ ・ 障害者地域活動支援事業費 315,894千円

⑨ ア 障がい者就労アセスメント理解促進事業費 3,230千円

障がい者一人ひとりの特性を踏まえた就労支援を推進するため、企業等を対象として、実際の就労アセスメントの方法や支援に活用されるツールなどを学ぶセミナーを開催する。

⑨ イ 障がい者就労相談基盤整備事業費 126,435千円

障がい者が日常的に相談している地域の相談窓口で、就労についても相談支援を受けられる体制を構築するため、市町村（政令市・中核市を除く）が行う就労相談員の配置に対して、補助する。

あわせて、市町村が配置した就労相談員や圏域内就労支援機関等をバックアップする役割を担うため、各障害保健福祉圏域に設置している障害者就業・生活支援センターの体制を強化する。

⑨ ウ 就労事業所商品開発事業費 10,014千円

障がい者の工賃と働きがいの向上を図るため、就労系障害福祉サービス事業所を対象に、地域の観光資源等を活かした自主商品の開発力と販売チャンネルの拡充等を民間事業者と連携して強化する。

⑨ エ 福祉系飲食店リブランド事業費 3,240千円

障がい者の工賃と働きがいの向上を図るため、カフェなど飲食系の障害福祉サービス事業所を対象に、民間企業等と連携し、共同仕入れや新メニューの共同開発等を行うネットワークを構築し、店舗の魅力向上を図る。

一部 ⑨ ・ 障害福祉施設等地域サービス事業費 102,932千円

⑨ ア 医療的ケア児者歯科人材養成事業費 4,000千円

医療的ケア児・者の歯科受診の機会を確保し、口腔機能の維持及び生活の質の向上を図るため、在宅の医療的ケア児・者への歯科診療に対応できる歯科人材（歯科医師、歯科衛生士等）の養成研修等を実施する。

一部 ⑨ ・ 県立障害福祉施設改革推進事業費 74,638千円

⑨ ア 地域共生拠点活動事業費 20,000千円

中井やまゆり園利用者が地域と連携し、仲間たちとのつながりや役割を実感できるよう、日中活動を通じて地域交流に取り組むことができる新たな活動拠点を設置する。

一部 ⑨ ・ 障害者地域生活移行推進事業費 89,954千円

⑨ ア 地域生活移行推進体制確保事業費補助 6,786千円

民間障害者支援施設から、安心して地域生活移行を選択できるようにするため、新たな生活になじめなかった場合に備え、空床を確保した障害者支援施設に対して補助する。

・ 障害児地域生活移行推進事業費 9,423千円

ア 障害児等移行促進事業費 8,070千円

障害児入所施設に入所する障がい児及び過齢児（18歳以上の入所者）の成人サービス移行を促進するため、本人の希望と体験利用先をマッチングする会議を設置するほか、体験利用を受け入れた成人施設等に対して補助する。

・ 民間障害福祉施設整備費補助 22,400千円

グループホーム等において火災が発生した際の甚大な被害を防ぐため、共同生活援助事業所のスプリンクラー整備に対して補助する。

⑨ ・ 障害福祉施設等災害対策推進事業費 18,763千円

⑨ ア 福祉施設災害対応力強化整備費補助（障害福祉施設）

15,000千円

障害福祉施設等において、大規模災害時等にも自施設での運営・支援を継続するため、新たに防災備蓄倉庫の整備に対して補助する。

⑨ イ 福祉施設災害対応力強化普及推進事業費（障害福祉施設）

3,763千円

障害福祉施設等における災害への対応力の向上及び災害対策の推進を支援するため、施設等職員を対象に、災害対策に関する研修や相談窓口の開設を行う。

・ 障害福祉施設指定管理費 2,056,985千円

ライトセンター、聴覚障害者福祉センター、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園、愛名やまゆり園、厚木精華園、三浦しらとり園にかかる施設の管理運営を行う。

- ・ 在宅重度障害者等手当支給費 635,313千円
障がい者の福祉増進を図るため、在宅の重度障がい者等に対し手当を支給する。
- ・ 重度障害者医療給付事業費補助 6,803,071千円
重度障がい者の健康の保持及び増進を図るため、重度障がい者の医療費助成を行う市町村に対して補助する。

⑨・ 県立障害福祉施設整備費 91,743千円

⑨ア 中井やまゆり園生活環境向上事業費 75,000千円

中井やまゆり園利用者の当事者の目線に立った生活環境の改善を図るため、施設のリノベーション等のハード面の整備に加え、事故の未然防止を目的とした行動分析A Iを活用した分析調査を行う。

⑨イ 県立障害者グループホーム設置事業費 16,743千円

障がい者が地域に溶け込んで暮らせるよう、中井やまゆり園利用者の地域生活移行を進めるため、地域生活移行後の生活の場として、県立の障がい者グループホーム（1か所）を設置する。

一部⑨・ 地方独立行政法人移行準備費 643,599千円

令和8年4月に設立を目指す地方独立行政法人の運営を開始するための制度設計を継続して実施するとともに、新たに法人の拠点整備や情報システムの導入等を行う。また、当事者目線の支援を実践できる人材を全国から集めるため、戦略的な広報活動や魅力ある職場作りを進めるとともに、採用試験を実施する。

・ 芹が谷やまゆり園整備維持管理費 21,036千円

利用者が安心して安全に生活できる場所を確保するため、芹が谷やまゆり園の維持管理等を行う。

(4) 4款 民生費 3項 老人福祉費

・ 高齢者保健福祉計画等推進事業費 11,890千円

ア 地域包括ケア推進事業費 6,799千円

地域包括ケアシステムを推進するため、県及び各保健福祉圏域の広域的な地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業研修会の開催、市町村への専門職派遣、地域包括支援センターの職員等に対する研修等を行う。

一部(新)・ 認知症高齢者施策推進事業費 164,275千円

(新)ア 認知症高齢者等SOSネットワーク広域検索システム
開発事業費 13,849千円

行方不明者となった場合の早期発見につなげるため、認知症等により行方不明の心配がある方の事前登録者情報のデータベース機能や、行方不明になった際の検索依頼を県内関係機関へ即時に情報共有する機能を備えたシステムの開発・運営を行う。

・ 介護生産性向上推進事業費 861,874千円

介護施設等への介護ロボットやICTの導入に対して補助するとともに、介護現場の革新、生産性向上に向けた取組方針の検討等を行う会議を開催するほか、ワンストップ型の相談窓口を設置する。

・ 高齢者社会活動推進事業費 46,934千円

ア 老人クラブ活動等推進事業費 39,865千円

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、各種活動を総合的に実施する組織である老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動経費に対して補助する。

・ 介護・認知症未病改善プログラム事業費 8,286千円

認知症未病改善のため、県民がコグニサイズに取り組みやすい環境づくりとして、フォローアップ講師を派遣するなど、コグニサイズの更なる普及・定着を推進する。

・ 軽費老人ホームサービス提供費補助 668,773千円

身寄りのない高齢者や家族との同居が困難な高齢者を対象とする軽費老人ホームに入居する低所得者の負担を軽減するため、サービスの提供に要する費用に対して補助する。

- ・ 民間老人福祉施設整備費補助 143,355千円
 - ア 特別養護老人ホーム整備費補助 48,831千円

在宅での介護が困難な重度の要介護高齢者に介護を行う特別養護老人ホーム等の整備費用に対して補助する。

- ・ 介護施設整備費補助 7,669,138千円
 - ア 地域密着型サービス施設等整備費補助 2,250,447千円

市町村で提供される地域密着型サービスの強化等を図るため、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備、介護職員の宿舍の整備等に加え、土地等所有者と介護施設を開設しようとする法人等のマッチングに係る経費に対して補助する。

- ⑨ ・ 介護施設等災害対策推進事業費 113,360千円
 - ⑨ ア 福祉施設災害対応力強化整備費補助（老人福祉施設） 90,000千円

老人福祉施設等において、大規模災害時等にも自施設での運営・支援を継続するため、新たに防災備蓄倉庫の整備に対して補助する。
 - ⑨ イ 福祉施設災害対応力強化普及推進事業費（老人福祉施設） 7,525千円

老人福祉施設等における災害への対応力の向上及び災害対策の推進を支援するため、施設等職員を対象に、災害対策に関する研修や相談窓口の開設を行う。
 - ⑨ ウ 災害時福祉施設情報共有データベース開発事業費 15,835千円

災害時要配慮者が生活する社会福祉施設等の被災状況を速やかに把握し、施設等への適切な支援につなげるため、国が運用するシステムを補完し、施設等における災害情報を関係機関で共有する本県独自のデータベースを整備する。

- ・ 介護施設職員研修事業費 18,595千円

ア 生活支援コーディネーター養成研修事業費 7,360千円

地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するため、生活支援コーディネーター等に対し研修を行うとともに、助言等を行うアドバイザーを派遣する。

- ・ 老人福祉諸費 59,206千円

ア ケアラー支援事業費 54,809千円

ケアラーを支援するため、相談窓口（電話・SNS）や支援専門員を設置するほか、居場所づくりを行う団体等及び若者ケアラー（概ね18から24歳）等への家事支援を行う市町村に対し補助する。

- ・ 介護給付費負担金 115,278,891千円

介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき市町村が行う介護給付、予防給付及び介護保険料の軽減措置並びに地域支援事業に要する経費の一部を負担する。

- ・ 介護保険事業者指定・指導監査等事業費

94,913千円

ア 介護保険事業者指定・指導監査事業費 91,817千円

介護保険サービスを適切に提供するため、介護サービス事業者への適切な指定・指導を行うとともに、介護現場においてハラスメントが発生した場合の対応等に関する管理者向けの研修や法律相談を行うほか、平塚保健福祉事務所における運営指導の適正な実施頻度を確保するため、同事務所が行う運営指導の一部を業務委託する。また、介護サービス利用者のサービス選択を支援するため、事業者のサービスに関する情報を公表する。

- ・ 介護人材育成推進事業費 5,434千円

たんの吸引等の医療的ケアを行う介護職員を確保するため、実地研修の受入先に対し協力金を支給する。

- ・ 介護職員処遇改善事業費 28,579千円

介護職員の処遇改善を図るため、介護職員処遇改善加算等の取得に必要な介護サービス事業所等の就業規則の作成・変更について、専門家による相談等を行う。また、介護職員処遇改善加算等の処遇改善計画書及び実績報告書の届出業務を外部委託する。

(5) 4款 民生費 4項 生活保護費

- 一部(新)・ 生活保護法施行事務費 337,211千円

- (新)ア 生活保護業務デジタル化推進事業費（事務事業の見直し）
4,802千円

県保健福祉事務所が実施している町村部を対象とした生活保護業務の効率化を図るため、A Iを活用した生活保護関連法令等情報検索システムの導入及び生活保護実施に係る金融機関等への預貯金照会業務の電子化を行う。

- ・ 生活福祉資金貸付事業費補助 72,409千円

低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の経済的な自立や、在宅福祉等の促進を図るため、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に対して補助する。

- 一部(新)・ 生活困窮者自立支援事業費 173,196千円

- (新)ア 孤独・孤立対策地域づくり推進事業費 4,937千円

孤独・孤立の未病改善を図るため、居場所や緩やかなつながりの場を運営する人材の育成のほか、地域の居場所のマップ化を行う。

- (新)イ 生活困窮者の新生活応援モデル事業費 3,156千円

生活困窮者支援として、住居を失い深夜営業店舗で寝泊まりする者等に対して、生活基盤を確保するための家具家電等の購入支援（購入費補助、クレジットの利子補給）を行う。

- (新)ウ 県庁版就労訓練事業費 500千円

ひきこもり等で一般就労が困難な者に対する県庁での就労体験等を行う。

- 生活保護扶助費 8,848,957千円
健康で文化的な最低限度の生活を保障し、県民生活の安心を支えるため、県所管域の生活困窮者に対して、生活保護法に基づき扶助費を支給する。

- 生活保護給付金 6,576千円
生活保護受給者及びその世帯の子どもの自立を促進するため、安定した職業に就いたこと等により保護の必要がなくなった者、生活保護世帯の子どもで大学等に進学する者または就職する者に対して、給付金を支給する。

(6) 4款 民生費 5項 児童福祉費

- 一部 (新) ・ 児童相談所費 523,329千円

- (新) ア 児童虐待防止医療ネットワーク連携強化事業費 6,318千円

複雑化している児童虐待に対応するため、中核的な医療機関に児童虐待専門のコーディネーターを配置し、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の研修等を行う。また、性的虐待を受けた子どもに対して系統的全身診察を実施する。

- (新) ・ 児童家庭支援事業費 14,235千円

児童虐待を未然に防止するため、社会福祉法人において、住民に身近な場所で専門的な相談対応を行う機関である児童家庭支援センター（1か所）を設置し、相談支援体制を強化する。

- 一部 (新) ・ 児童養護施設退所児童等支援事業費 80,469千円

- (新) ア 社会的養護自立支援実態把握事業費 3,121千円

里親委託、児童養護施設入所措置等が終了した者への自立支援施策の改善を図るため、生活状況を確認するほか、施設等のケアや自立支援に対するニーズを把握する。

- 里親制度推進費 75,857千円

里親制度を推進するため、里親への相談支援、里親制度の普及啓発、委託調整の取組を強化する。また、「里親センター」を運営し、養子縁組に関する相談体制を整備する。

一部 ⑨ ・ 民間児童養護施設等運営費補助 424,432千円

⑨ ア 児童養護施設等体制強化事業費補助 192,300千円

児童指導員等の業務負担を軽減するため、補助者、夜間業務従事者や児童相談所OBを雇用する児童養護施設等に対して補助する。

⑨ イ 児童養護施設等職員宿舍借上代支援事業費補助

171,000千円

新規職員確保及び離職防止を図るため、職員用の宿舍家賃（借上代）を支援する児童養護施設等に対して補助する。（入職から10年目まで）

・ 未熟児等養育費 95,657千円

出生時において、入院を必要とする未熟児が諸機能を回復することにより健やかな発育を促すために要する医療費等の一部を市町村に対して負担する。

・ 育成医療給付費 10,609千円

身体に障がいのある児童の早期治療による障がいの除去、軽減を図るために要する医療費等の一部を市町村に対して負担する。

一部 ⑨ ・ 小児特定疾病医療援護費 562,856千円

治療が長期にわたり、医療費が高額となる小児慢性特定疾病について、医療費の一部を支給する。また、長期療養している小児慢性特定疾病児童等の成長とともに自立を支援するため、関連情報の発信を行うほか、児童が成人後も適切な医療を受けられるよう、移行期医療支援コーディネーターを配置し、成人期への移行期医療の支援体制を整備する。

また、新たに小児慢性特定疾病医療費支給認定等支援システムをPMH（Public Medical Hub）に連携させるためのシステム改修等を行う。

・ 小児医療費助成事業費補助 7,229,740千円

小児の医療費助成を実施する市町村に対して補助する。

・ 子どもの貧困対策推進事業費 17,023千円

子どもの貧困について、SNSを活用した相談を実施する。

- ・ 次世代育成支援推進費 106,335千円
- ア 子育てパーソナルサポート事業費 9,300千円
- イ 子育てパーソナルサポート機能強化事業費 19,500千円

ウ 市町村申請手続きデジタル化事業費補助 59,500千円

かながわ子育てパーソナルサポートを運用するとともに、本サービスを通して市町村の各種申請手続きが可能となるよう、市町村が行うシステム構築に対して補助する。

- ・ 保育事業指導費 82,001千円
- ア 認可外保育施設巡回指導事業費 27,702千円

認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修や立入調査を実施するほか、睡眠中、食事中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回指導を外部委託により実施する。

- ・ 安心こども交付金事業費 105,287千円
- ア 新たな子育て家庭支援基盤整備事業費補助 105,287千円

妊娠婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制を構築するため、市町村が実施する事業に対して補助する。

- ・ 子ども・子育て支援給付費負担金 69,649,101千円
- ア 施設型給付費負担金 64,199,923千円
- イ 地域型保育給付費負担金 5,449,178千円

市町村が実施する保育所等への給付費の一部を負担する。

市町村が実施する小規模保育等への給付費の一部を負担する。

- ・ 地域子ども・子育て支援交付金事業費補助 13,754,600千円
- ア 放課後児童健全育成事業費補助 8,490,293千円

保護者が仕事等により家庭にいない小学生に対し、放課後の居場所を提供する放課後児童クラブの運営と、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組む市町村に対して補助する。

- ・ 地域少子化対策推進事業費 40,704千円
結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に取り組む市町村に対して補助する。
- ・ 保育対策支援事業費補助 991,623千円
 - ア 保育補助者雇上強化事業費補助 46,194千円
保育士の補助を行う保育補助者（保育士資格の有無は問わない）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る事業者を支援する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。

- | | | | | |
|----|---|---|----------------|-----------|
| 一部 | ⑧ | ・ | 保育緊急対策事業費補助 | 194,426千円 |
| | ⑨ | ア | 保育士宿舎家賃支援事業費補助 | 50,274千円 |
- 保育士の処遇を改善し、保育所等における保育士確保・定着化を促進するため、国の補助期間を超えて保育所等が借り上げた保育士の宿舎の家賃（借上代）を支援する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。（国補助：入職から５年目まで、県補助：６年目から１０年目まで）

- 一部 **新** ・ 子ども・子育て支援人材確保育成事業費 111,171千円
- 新** ア 潜在保育士向け復職支援事業費 5,995千円
恒常的に不足する保育士を確保するため、県が保有する保育士登録情報を活用して潜在保育士を抽出し、保育所等において離職者の現場復帰につながるような講習及び保育体験・実習を実施する。
- 新** イ 子どもの笑顔応援プロジェクト事業費 6,000千円
保育士等の負担軽減等に向けて、保育補助者の活用を促進するため、保育所等と、一般の学生やシニア等のマッチングを行い、保育士等の業務を体験・実習する「キッズサポーター」として派遣する。
- ・ 地域限定保育士試験実施事業費 75,493千円
国家戦略特区の活用により、県独自の地域限定保育士試験を実施し、保育士を確保する。

- ・ 保育士確保推進事業費 23,033千円
- ア 短時間保育士雇上事業費補助 20,556千円
 潜在保育士の復職を促進するため、配置基準外の短時間勤務の保育士の雇用を支援する市町村（政令市・中核市を除く）に対して補助する。
- ・ 保育エキスパート等養成事業費 72,636千円
 一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、乳児保育など各分野のスペシャリスト（保育エキスパート）等を養成し、保育の質の向上と就業継続の支援を行う。
- ・ 私設保育施設等利用給付費負担金 969,182千円
 少子化対策のため、私設保育施設（認可外保育施設）や幼稚園の預かり保育等の利用料を負担する。
- 一部 ⑨ ・ 子ども・子育て支援推進事業費 923,038千円
- ⑨ ア 子どもの学習進学支援事業費補助 119,925千円
 低所得者世帯の子どもが、家庭の経済状況に左右されず自身が望む学校へ進学できる環境を整えるとともに、多子世帯の学校外教育費の負担を軽減するため、中学3年生を対象として、学習に関するクーポン配布事業を行う市町村に対して補助する。
- イ ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料支援事業費補助 99,570千円
 ひとり親家庭等の負担を軽減するため、ひとり親家庭の子どもが利用する放課後児童クラブの利用料の減免又は補助を行う市町村に対して補助するとともに、新たに生活保護世帯も対象に追加する。
- ・ 子ども食堂支援事業費 3,643千円
 子ども食堂に対する寄附物品の受入調整を行うマッチングコーディネーターを配置・育成するとともに、子ども食堂の情報発信力強化のための調査等を行う。また、新たに子ども食堂スタートブックの作成を行う。

- ・ 大和綾瀬地域児童相談所移転工事費 28,000千円

令和3年4月に中央児童相談所（所在地：藤沢市亀井野）と同一建物内に設置した大和綾瀬地域児童相談所について、令和7年度に所管区域内の綾瀬市の市有地「旧綾瀬市保健医療センター」へ移転するため、改修工事を実施する。

- ⑨・ 大和綾瀬地域児童相談所一時保護所新築工事推進費 6,033千円

児童相談所一時保護所での定員超過に対応するため、個室がなく、定員超過が続く大和綾瀬地域児童相談所（藤沢市亀井野）について、一時保護所の再整備に当たって必要な測量及びアスベスト調査を行う。

- ⑩・ 暫定一時保護所整備工事費 54,000千円

- ⑩・ 暫定一時保護所整備工事推進費 59,236千円

児童相談所一時保護所の定員超過に緊急的に対応するため、県立施設の空きスペースを活用し、暫定一時保護所を整備する。

- 一部⑪・ 児童福祉諸費 14,801千円

- ⑪ア こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業費 5,742千円

児童相談所及び児童養護施設等で子どもの支援に従事する職員の「こども家庭ソーシャルワーカー」資格の取得を促進するため、研修受講費等に対して補助する。

- ・ 児童保護措置費 5,514,392千円

- ア 児童保護措置費 5,424,045千円

保護者のない児童又は保護者が監護することが不適当な児童について、民間児童福祉施設への入所や里親への養育委託等の措置に必要な経費を支弁する。

- ・ 児童手当負担金 16,880,985千円

児童を養育している者に対して市町村が支給する児童手当の一部を負担する。

- ・ 児童扶養手当給付費 881,833千円
離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する。
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業費補助 1,982,784千円
ひとり親家庭等医療費助成を実施する市町村に対して補助する。
- ・ 母子家庭等自立支援事業費 183,703千円
- ア 高等職業訓練促進給付金等支給費 128,533千円
母子家庭等の経済的自立を促進するため、資格取得を目指し養成機関等で修学するひとり親に対し給付金を支給するとともに、人手不足が顕著な看護師、介護福祉士、保育士を確保するため、これらの資格取得を目指す場合、県独自の給付金を上乗せする。

(7) 11款 教育費 8項 私学振興費

- ・ 私立学校教職員等研修事業費 2,357千円
- ア 幼稚園教員復帰等支援事業費 1,727千円
幼稚園の人材確保を支援するため、潜在幼稚園教員の復帰等を促進するための現場見学、就職相談会を実施する。
- ・ 私立学校経常費補助 44,279,287千円
教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費及び特色ある教育に対して補助する。
- ア 私立学校経常費補助（一般補助） 43,307,797千円
校種別補助額

高 等 学 校	23,739,745千円
小・中・中等教育学校	10,656,152千円
幼 稚 園	6,326,540千円
専 修 ・ 各 種 学 校	1,942,504千円
特 別 支 援 学 校	642,856千円

 なお、特別補助は、以下のとおり。

イ 私立高等学校等教育改革推進費補助 606,668千円

教育の質の向上を図る私立学校に対して補助する。また、不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受入体制を整備している私立高等学校に対して補助する。

ウ 私立幼稚園等預かり保育推進費補助 248,022千円

保育ニーズに対応するため、正規の教育時間前後や休業日に預かり保育を実施する幼稚園等に対して補助する。

エ 私立幼稚園等地域開放推進費補助 116,800千円

地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園等に対して補助する。

・ 私立学校施設整備費等補助 100,000千円

私立学校に通う子どもたちの安全を確保するため、防犯対策として施設整備を行う私立学校に対して補助する。

・ 私立学校振興資金利子補給費 5,385千円

教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備に対し、その資金の融資あっせんを行うとともに、利子の一部を補給する。

・ 私立学校生徒学費緊急支援事業費 49,094千円

保護者の失職や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立中学校等に対して補助する。
対象校種：中学校、小学校及び中等教育学校（前期課程）等

・ 私立幼稚園特別支援教育費補助 1,929,032千円

障がいのある幼児とともに学び、ともに育つ保育を推進するため、障がいのある幼児を受け入れる幼稚園に対して補助する。

⑨ ・ 私立幼稚園医療的ケア看護職員配置事業費補助

20,596千円

安全な医療的ケアの実施体制を確保するため、看護職員等を配置する私立幼稚園に対して補助する。

- ・ 私立幼稚園施設整備費等補助 292,553千円
- ア 私立幼稚園施設整備費等補助 232,553千円

幼児教育の質の向上に必要な遊具やＩＣＴ環境等の整備、職員の業務負担の軽減及び認定こども園への移行に係る事務負担軽減の取組を行う幼稚園等に対して補助する。
- ・ 私立幼稚園利用給付費負担金 2,960,182千円

少子化対策のため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（私学助成園）の利用料を負担する。また、低所得世帯等の園児を対象に、副食材料費の経費として市町村の給付費の一部を負担する。
- ・ 高等学校等就学支援事業費 9,717,198千円

家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校生等に対して就学支援金を支給することにより、世帯の教育費負担を軽減する。

対象校種：高等学校、中等教育学校（後期課程）及び専修学校（高等課程）等
- ・ 私立高校生等奨学給付金事業費 628,108千円

生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給する。
- ・ 私立高等学校等生徒学費補助金 4,791,782千円
- ・ 私立専修学校高等課程生徒学費補助金 186,980千円

私立高校等に通う家庭の負担を軽減するため、授業料実質無償化の対象を年収約750万円未満の世帯まで拡充するとともに、多子世帯については、年収約910万円未満まで授業料の実質無償化を継続する。また、入学金について住民税非課税世帯までの実質無償化を継続する。

対象校種：高等学校、中等教育学校（後期課程）及び専修学校（高等課程）
- ・ 外国人学校生徒等支援事業費 167,933千円

外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助する。

- ・ 私立専門学校修学支援負担金 2,960,043千円

少子化対策のため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援（授業料等減免）を着実に実施する。
- ・ 私立学校教職員退職金制度補助金 969,383千円

私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助する。
- ・ 公私立学校協調事業費 3,300千円

公私立高等学校による協調事業の一環として、神奈川の高校の魅力をアピールするとともに、中学生の志望校決定の一助とするため、「神奈川の高校展」を開催する。また、高校生等の就労観の育成と職業意識の向上を図る「仕事のまなび場」事業を実施する。
- ・ 私立学校国際化推進事業費 19,700千円

グローバル教育を推進するため、メリーランド州立大学と連携して実施する語学派遣研修等を行う私立学校に対して補助する。また、在外教育の推進に寄与するため、私立学校教員の在外教育施設への派遣経費を交付する。

3 令和7年度一般会計当初予算継続費【福祉子どもみらい局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(既設定及び新規設定)

款 項 事 業 名	全 体 計 画						前前年度	前年度	当 該	当 該 年 度	翌 年 度	継続
	年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				末 ま で の 支 出 額	末 まで の 支 出 (見込) 額	年 度 支 出 予 定 額	末 までの 支 出 予 定 額	以 降 の 支 出 予 定 額	費の 総額 に 対 する 進 捗 率
			特 定 財 源			一般財源						
			国 庫 支出金	県 債	その他							
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
2 総務費	6	55,000	-	-	-	55,000	-	55,000	-	55,000	-	40
10 青少年費	7	82,000	-	-	-	82,000	-	-	82,000	82,000	-	60
青少年センター舞台設備改修工事費	計	137,000	-	-	-	137,000	-	55,000	82,000	137,000	-	100
4 民生費	5	23,000	-	-	-	23,000	9,594	9,594	-	9,594	-	2
5 児童福祉費	6	536,000	-	197,000	136,100	202,900	-	549,406	-	549,406	-	93
大和綾瀬地域児童相談所移転工事費	7	28,000	-	-	28,000	-	-	-	28,000	28,000	-	5
	計	587,000	-	197,000	164,100	225,900	9,594	559,000	28,000	587,000	-	100

4 令和7年度一般会計当初予算債務負担行為【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出
額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(既設定及び新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
(一財)神奈川県厚生 福利振興会の資金借 入れに伴う金融機関 に対する損失補償	1,870,919	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額	平成16年度 ～ 令和6年度	—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和16年度	767,554		そ の 他	—
						一般財源	767,554
社会福祉法人神奈川 県社会福祉協議会の 資金借入れに伴う金 融機関に対する損失 補償	2,422,059	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和9年度	2,422,059		そ の 他	—
						一般財源	2,422,059
精神通院医療業務シ ステム開発運営費	38,365	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額	令和6年度	14,829	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和10年度	23,536		そ の 他	—
						一般財源	23,536
津久井やまゆり園指 定管理費	1,535,770	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額	令和4年度 ～ 令和6年度	614,308	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和9年度	921,462		そ の 他	774
						一般財源	920,688
芹が谷やまゆり園指 定管理費	1,614,000	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額	令和4年度 ～ 令和6年度	645,600	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和9年度	968,400		そ の 他	1,701
						一般財源	966,699
愛名やまゆり園指定 管理費	506,622	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和9年度	506,622		そ の 他	2,526
						一般財源	504,096
厚木精華園指定管理 費	478,826	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和9年度	478,826		そ の 他	2,060
						一般財源	476,766
三浦しらとり園指定 管理費	2,408,690	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額	令和4年度 ～ 令和6年度	1,031,000	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和9年度	1,377,690		そ の 他	1,260
						一般財源	1,376,430

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
地方独立行政法人神奈川県立福祉機構採用準備費	71,400	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和8年度	71,400		そ の 他	—
						一般財源	71,400
芹が谷やまゆり園整備維持管理費	4,158,942	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額	令和元年度 ～ 令和6年度	2,883,681	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和18年度	385,972		そ の 他	—
						一般財源	385,972
災害時福祉施設情報共有データベース開発運営費	39,053	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和9年度	39,053		そ の 他	—
						一般財源	39,053
SNS総合相談事業費	306,695	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額	令和6年度	102,232	特定 財源	国庫支出金	43,219
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和8年度	204,463		そ の 他	—
						一般財源	161,244
生活保護総合情報システム開発運営費	208,404	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額	令和6年度	5,720	特定 財源	国庫支出金	83,717
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和7年度 ～ 令和10年度	202,684		そ の 他	—
						一般財源	118,967

5 令和7年度介護保険財政安定化基金会計当初予算の内容 【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 介護保険財政安定化基金	19,313	725	18,588

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 介護保険財政安定化費	19,313	725	18,588	—	—	19,313	—

(2) 歳入の内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
財産運用収入	19,312	724	18,588	基金運用利子
預金利子	1	1	0	

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
基金積立金	19,313	725	18,588	

6 令和7年度母子父子寡婦福祉資金会計当初予算の内容 【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 母子父子寡婦福祉資金収入	1,489,987	1,821,241	△ 331,254

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 母子父子寡婦福祉資金	1,489,987	1,821,241	△ 331,254	-	-	451,463	1,038,524

(2) 歳入の主な内訳

(単位：千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
貸付金返納	424,720	458,130	△ 33,410	母子父子寡婦福祉資金貸付金返納
一般会計繰入金	25,950	27,295	△ 1,345	
繰越金	1,038,524	1,334,043	△ 295,519	

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目 名	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
母子父子寡婦福祉資金貸付金	310,000	340,000	△ 30,000	
貸付事務費	27,312	29,667	△ 2,355	
一般会計繰出金	-	225,775	△225,775	
元金	703,155	454,290	248,865	
予備費	449,520	771,509	△321,989	

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 (単位：千円)

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
母子父子寡婦福祉資金会計	3,202,393	2,748,104	-	703,155	2,044,949
1 その他	3,202,393	2,748,104	-	703,155	2,044,949
(1) 枠外債	3,202,393	2,748,104	-	703,155	2,044,949

7 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

(1) 制定の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 児童の権利擁護に関する基準

- (ア) 入所した児童を平等に扱う原則（第8条関係）
- (イ) 児童の権利、権利を擁護する仕組み等の説明（第9条第1項関係）
- (ウ) 児童の意見又は意向を尊重した支援（第9条第2項関係）
- (エ) 児童の権利、行動等を制限することの禁止（第10条～第12条関係） 等

イ 人員に関する基準

- (ア) 配置する職員の職種（児童指導員、嘱託医、看護師、保育士等）（第18条関係）
- (イ) 配置する職員の数（第18条第2項～第4項関係）
- (ウ) 管理者の要件等（第20条関係）
- (エ) 配置する職員の資格の定義（第21条～第23条関係） 等

ウ 設備に関する基準（第15条関係）

- (ア) 備えるべき設備（居室、学習等を行う室、相談室、食堂等）
- (イ) 居室の定員
- (ウ) 居室の床面積
- (エ) ジェンダーアイデンティティ等への配慮 等

エ 運営に関する基準

- (ア) 非常災害対策、安全計画及び業務継続計画の策定、秘密の保持、苦情への対応（第5条、第6条、第14条、第33条、第34条関係）
- (イ) 入所した児童及び職員の健康状態の把握（第27条関係）
- (ウ) 生活支援、一時保護施設内の教育、通学支援、親子関係再構築支援（第29条関係）
- (エ) 関係機関との連携、入所している児童の処遇に係る帳簿の整備（第30条、第32条関係）
- (オ) 衛生管理、食育の推進、一時保護施設内の養護（第25条、第26条、

第28条関係) 等

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

- (ア) この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第15条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「児童福祉施設設備運営基準条例」という。）第56条の規定を準用する。
- (イ) 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難しいときは、当該一時保護施設は、令和11年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準条例第57条及び第64条の規定を準用する。
- (ウ) 令和8年3月31日までの間は、第20条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、児童福祉法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。
- (エ) 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8 認定こども園の要件を定める条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による栄養士法の一部改正により、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

認定こども園の要件を定める条例（第1条）

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条）

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条）

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条）

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条）

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条）

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第3条）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第4条）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（第5条）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第6条）

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（第7条）

(3) 改正の内容

職員配置基準等における「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」や「栄養士若しくは管理栄養士」とする。

(4) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

9 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、建築物への車椅子利用者用トイレの設置基準に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 車椅子利用者用トイレの設置に係る規定の整備

延べ面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物については、従来の設置基準を維持するため、1以上の車椅子利用者用トイレの設置を義務付けるよう、規定を整備する。(改正後の第31条第3号関係)

イ その他所要の規定の整備を行う。(第30条、改正後の第31条第4号及び第5号、第32条関係)

(3) 施行期日

令和7年6月1日

10 神奈川県ライトセンター条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、視覚による表現の認識が困難な者を施設の利用者として追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 施設の利用者として視覚による表現の認識が困難な者を追加する。
（第2条、改正後の第3条第6号関係）

イ 開館時間に係る規定を現状に合わせて改める。（第10条第1項関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第2条、改正後の第3条第7号及び第8号関係）

(3) 施行期日

令和8年4月1日。ただし、第10条の改正規定については、令和7年4月1日。

【議案（条例その他） 定県第49号議案】

11 愛名やまゆり園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設 の 名 称	愛名やまゆり園
イ 変更前指定期間	平成28年4月1日から平成38年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	平成28年4月1日から令和10年3月31日まで

【議案（条例その他） 定県第50号議案】

12 厚木精華園の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設 の 名 称	厚木精華園
イ 変更前指定期間	平成28年4月1日から平成38年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	平成28年4月1日から令和10年3月31日まで

13 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款の概要

(1) 制定の趣旨

地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の定款について、定めるものである。

(2) 定款の内容

ア 目的（第1条関係）

この地方独立行政法人は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和4年神奈川県条例第57号）の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

イ 名称（第2条関係）

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）と称する。

ウ 設立団体（第3条関係）

法人の設立団体は、神奈川県とする。

エ 事務所の所在地（第4条関係）

法人の主たる事務所は、神奈川県足柄上郡中井町に置く。

オ 法人の種別（第5条関係）

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

カ 役員の定数（第7条関係）

(ア) 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

(イ) 前項の理事のうち3人は、法人の常勤の役員及び職員でない者（以下「非常勤外部理事」という。）とする。

(ウ) 前項の非常勤外部理事は、法人の経営及びガバナンスに関して高度な知識及び経験を有する者を含むこととし、そのうち1人は障害者とする。

キ 役員の任命（第9条関係）

(ア) 理事長は、知事が任命する。

(イ) 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(ウ) 監事は、知事が任命する。

ク 役員の任期（第10条関係）

(ア) 役員の任期は、2年とする。

(イ) 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。

(ウ) 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(エ) 役員は再任されることができる。

ケ 理事会（第11条関係）

法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

コ 業務の範囲（第16条関係）

(ア) 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。

(イ) 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。

(ウ) 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。

(エ) 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。

(オ) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

サ 説明責任（第17条関係）

(ア) 法人は、障害者等に対する虐待の防止、その早期発見その他の知事が必要と認める場合において、知事への報告若しくは帳簿書類その他の物件の知事への提出若しくは提示を行い、又は知事が指定する職員からの質問、当該職員の施設への立入り若しくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるものとする。

(イ) 法人は、前項に定める場合その他法人の組織や運営の状況に関し、積極的に情報を公表するものとする。

シ 資本金（第20条関係）

法人の資本金は、神奈川県が出資する。

(3) 施行期日

法人成立の日

14 令和6年度2月補正予算（その1）の内容【福祉子どもみらい局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	1,708,478	△982,969	725,509	△723,685	－	△187,865	△71,419	
(項) 青少年費	1,708,478	△982,969	725,509	△723,685	－	△187,865	△71,419	結婚支援推進事業費 △910,662 青少年施設維持運営費 △58,004
(款) 民生費	359,842,097	6,636,736	366,478,833	684,306	△309,000	2,403,731	3,857,699	
(項) 社会福祉費	17,510,742	△244,368	17,266,374	55,015	－	△62,009	△237,374	給与費 △197,787 みんなのバリアフリー街 づくり推進事業費 △18,000
(項) 障害福祉費	87,993,859	679,337	88,673,196	△14,707	－	△78,181	772,225	障害者自立支援等給付費 615,028 重度障害者医療給付事業 費補助 338,833
(項) 老人福祉費	128,275,265	△2,353,030	125,922,235	65,161	△309,000	△2,334,791	225,600	介護施設整備費補助 △1,699,298 地域医療介護総合確保基 金積立金 △653,178
(項) 生活保護費	8,912,088	4,485,297	13,397,385	△14,640	－	4,388,047	111,890	生活保護費補助金返納金 4,507,267 生活保護法施行事務費 △21,970
(項) 児童福祉費	117,150,143	4,069,500	121,219,643	261,863	－	186,198	3,621,439	子ども・子育て支援給付 費負担金 3,558,863 児童福祉費補助金返納金 1,010,985
使途を指定しない収入	－	－	－	331,614	－	304,467	△636,081	
(款) 教育費	66,977,533	△1,552,931	65,424,602	△450,408	－	－	△1,102,523	
(項) 私学振興費	66,977,533	△1,552,931	65,424,602	△450,408	－	－	△1,102,523	私立学校経常費補助 △764,447 私立専門学校修学支援負 担金 △278,257
一般会計 計	428,528,108	4,100,836	432,628,944	△489,787	△309,000	2,215,866	2,683,757	

（特別会計）

介護保険財政安定化基金会計	725	7,874	8,599	基金積立金
母子父子寡婦福祉資金会計	1,821,241	—	1,821,241	

福祉子どもみらい局計	430,350,074	4,108,710	434,458,784	
------------	-------------	-----------	-------------	--

【議案（令和6年度予算） 定県第138号議案】

15 令和6年度一般会計2月補正予算（その1）繰越明許費
【福祉子どもみらい局関係】

（追 加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
4 民生費			1,270,580
	2 障害福祉費		198,064
		民間障害福祉施設整備費補助	198,064
	3 老人福祉費		1,072,516
		介護施設整備費補助	1,041,766
		介護保険事業者指定・指導監査等事業費	30,750
11 教育費			70,638
	8 私学振興費		70,638
		私立幼稚園施設整備費等補助	70,638

16 令和6年度介護保険財政安定化基金会計2月補正予算の内容
【福祉子どもみらい局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険財政安定化基金	725	7,874	8,599

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 介護保険財政安定化費	725	7,874	8,599	—	—	7,874	—

(2) 歳入の内訳

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補正額	計	説 明
財産運用収入	724	7,780	8,504	基金運用利子
預金利子	1	94	95	

(3) 歳出の内訳

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補正額	計	説 明
基金積立金	725	7,874	8,599	

17 令和6年度2月補正予算（その2）の内容【福祉子どもみらい局関係】

（一般会計）

（単位 千円）

内 訳 科 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	その他		
(款) 総務費	725,509	—	725,509	—	—	—	—	
(項) 青少年費	725,509	—	725,509	—	—	—	—	
(款) 民生費	366,478,833	6,381,631	372,860,464	6,347,001	—	132	34,498	
(項) 社会福祉費	17,266,374	64,890	17,331,264	64,890	—	—	—	
(項) 障害福祉費	88,673,196	1,925,314	90,598,510	1,890,783	—	33	34,498	
(項) 老人福祉費	125,922,235	4,391,427	130,313,662	4,391,328	—	99	—	
(項) 生活保護費	13,397,385	—	13,397,385	—	—	—	—	
(項) 児童福祉費	121,219,643	—	121,219,643	—	—	—	—	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
(款) 教育費	65,424,602	—	65,424,602	—	—	—	—	
(項) 私学振興費	65,424,602	—	65,424,602	—	—	—	—	
一般会計 計	432,628,944	6,381,631	439,010,575	6,347,001	—	132	34,498	

（特別会計）

介護保険財政安定化基金会計	8,599	—	8,599	
母子父子寡婦福祉資金会計	1,821,241	—	1,821,241	

福祉子どもみらい局計	434,458,784	6,381,631	440,840,415	
------------	-------------	-----------	-------------	--

18 令和6年度一般会計2月補正予算（その2）歳出の事業

【福祉子どもみらい局関係】

(1) 4款 民生費 1項 社会福祉費

- ・ 社会人材養成確保事業費 64,890千円

介護人材を着実に確保していくため、介護福祉士修学資金等貸付事業を実施するために必要な原資を（福）神奈川県社会福祉協議会に対して補助する。

(2) 4款 民生費 2項 障害福祉費

- ・ 障害福祉施設先進技術活用促進事業費 32,847千円

障害者支援施設等における職員の負担軽減や業務の効率化のため、I C T及びロボット等の導入に対して補助する。また、I C T及びロボット等の導入促進のため、研修会等を実施する。

- ・ 民間障害福祉施設整備費補助 69,681千円

災害時における障害福祉施設の機能を維持するため、非常用自家発電設備の整備を行う事業者に対して補助する。

- ⑨ ・ 職場環境整備等事業費補助 1,822,786千円

職員の離職防止・職場定着を推進するため、現場の生産性の向上、業務効率化や職場環境の改善等を図る事業所に対して、必要な経費の補助を行う。

(3) 4款 民生費 3項 老人福祉費

- ⑨ ・ 職場環境整備等事業費補助 4,391,427千円

職員の離職防止・職場定着を推進するため、現場の生産性の向上、業務効率化や職場環境の改善等を図る事業所に対して、必要な経費の補助を行う。

【議案（令和6年度予算） 定県第176号議案】

19 令和6年度一般会計2月補正予算（その2）繰越明許費
【福祉子どもみらい局関係】

（追 加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
4 民生費			6,247,060
	2 障害福祉費		1,855,633
		障害福祉施設先進技術活用促進事業費	32,847
		職場環境整備等事業費補助	1,822,786
	3 老人福祉費		4,391,427
		職場環境整備等事業費補助	4,391,427

（変 更）

（単位：千円）

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
4 民生費	2 障害福祉費	民間障害福祉施設整備費補助	198,064	民間障害福祉施設整備費補助	267,745

20 神奈川県安心こども基金条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県安心こども基金条例の有効期限を延長するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

条例の時限を「令和7年6月30日」から「令和12年6月30日」に延長する。（附則第2項関係）

(3) 施行期日

公布の日